

令和2年度第1回

# 南国市農業委員会議事録

令和2年4月8日(水)



令和2年度第1回農業委員会議事録

日 時 令和2年4月8日（水） 午後1時30分～午後2時35分

場 所 南国市役所 4階 大会議室

- 議 題
- (1) 農地法第3条の規定による許可申請の件
  - (2) 農地法第5条の規定による許可申請の件
  - (3) 南国市農用地利用集積計画の件
  - (4) 土地改良法第3条第1項第2号の規定による申し出の件
- 議題外
- (1) 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出の件
  - (2) 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知の件
  - (3) 使用貸借の合意解約通知の件
  - (4) 非農地証明願いの件

出席者（農業委員 17名）

会長 武市 憲雄                      第一副会長 高芝 澄生                      第二副会長 中村 和雅  
2番 池 正人                      3番 田岡 崇                      4番 山本 桂                      6番 北村 一弘  
7番 西井 一成                      10番 武市 忠雄                      11番 末政 隆一                      12番 平田 修三  
14番 鈴木 郁馬                      15番 濱田 章孝                      16番 垣内 育男                      17番 松岡 清  
18番 森尾 晴代                      19番 植野 永子

欠席者（農業委員 2名）

5番 今井 まち                      13番 濱田 好典

出席者（農地利用最適化推進委員 0名）

欠席者（農地利用最適化推進委員 17名）

1番 西本 良平                      2番 岩原 英幸                      3番 門田 俊一                      4番 筧 和幸  
5番 金田 善充                      6番 門田 理博                      7番 利岡 邦彦                      8番 西岡 祐三  
9番 山本 修平                      10番 北原 章吾                      11番 山北 泰司                      12番 杉本 和繁  
13番 武内 俊暁                      14番 浜田 勉                      15番 岡田 廣志                      16番 橋詰 昌明  
17番 井上 丈夫

※下線は、新型コロナウイルス感染防止対策により非招集の委員。

出席職員

事務局長 弘田 明平                      次長兼係長 藤田 佳子  
主 査 五十嵐 裕一

議事録署名委員

12番 平田 修三                      14番 鈴木 郁馬

会長	<p>それでは、皆様方にご案内しました時間がきましたので、4月の定例総会を行いたいと思います。局長につきましては13時から南国市新型コロナウイルスの対策会議をしておりますので、終わり次第ここへ来てくれるということです。コロナの関係で、農業委員だけの定例総会になりますので、よろしく願いをいたします。それでは本日の欠席届ですが、5番の今井委員と13番の濱田委員です。本日の議事録署名人ですが、12番の平田委員と14番の鈴木委員よろしく願いをいたします。今月の現地確認ですが、20日、月曜日13時からやりたいと思っています。確認者は12番の平田委員と14番の鈴木委員。推進委員は5番の金田委員になっておりますので、よろしく願いをいたします。本日の議案ですが、農地法第3条の規定による許可申請の件、農地法第5条の規定による許可申請の件、南国市農用地利用集積計画の件、四番目に土地改良法第3条第1項第2号の規定による申し出の件になっております。よろしく願いをいたします。それでは早速でございますが、議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について下記のとおり受理しましたので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいか審議を願います。令和2年4月8日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数6件、申請受理面積、田6,691㎡、畑347㎡、計7,038㎡。事務局説明をお願いいたします。受付番号6号につきましては、議事参与の制限により池委員の退室をお願いします。</p>
	(2番 池委員 退室)
藤田次長	<p>議案第1号、農地法第3条権利移動許可申請について説明いたします。議案書2ページをご覧ください。受付番号6号です。譲受人は56歳。申請地は前浜、田2筆で計2,303㎡。売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は全て耕作されています。譲受人はトラクターなどを保有しており、農作業歴は30年です。農作業には本人と妻が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後はこれまで同様に水稻を作ることなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。以上、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われれます。審議よろしく願いいたします。</p>
会長	<p>事務局より説明がありましたが、この件につきましてご意見、ご質問はございませんか。</p>
	(質問・意見なし)
会長	<p>異議なしということで承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)</p>
会長	<p>はい。そのように取扱いをいたします。 (2番 池委員 入室)</p>

会長  
藤田次長

それでは、残りの件をよろしくお願いします。

受付番号1号と2号はお互いの農地を交換するという案件になります。1号の譲受人は73歳。申請地は東崎の田で、555㎡。譲受人の経営農地は、条件不利地を除き全て耕作されています。譲受人はトラクターなどを保有しており、農作業歴は50年です。農作業には本人と妻が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後もこれまで同様に水稻を作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。2号の譲受人は70歳、申請地は東崎の田で、561㎡。譲受人の経営農地は山林化したところを除きすべて耕作されています。譲受人はトラクターなどの機械を所有していないため、作業委託をしています。農作業歴は30年で、農作業には本人が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後もこれまで同様に水稻を作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。1号と2号については以上です。

受付番号3号です。譲受人は67歳。申請地は浜改田、畑、347㎡。売買による所有権移転で、自宅に近く耕作に便利のため取得するものです。譲受人の経営農地は、農業用施設用地や条件不利地を除き全て耕作されています。譲受人はトラクターなどを保有しており、農作業歴は50年です。農作業には本人と妻と子と子の妻が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。申請地には果樹が植えられており、取得後も引き続き果樹を栽培するということなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。3号は以上です。

受付番号4号です。譲受人は70歳。申請地は包末、田3筆で計1,914㎡。売買による所有権移転で、経営面積を拡張するものです。譲受人の経営農地は全て耕作されています。譲受人はトラクターなどを保有しており、農作業歴は40年です。農作業には本人と夫が従事しています。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後は今まで同様に水稻を作るとのことなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。4号は以上です。

受付番号5号です。申請地は金地、田2筆で計1,358㎡。売買による所有権移転で、借入地を所得するものです。譲受人が法人の場合は、農地所有適格法人の要件を満たしていないと農地は取得できないため、その要件を確認していきます。本日配付しています当日配付資料、こちらで説明いたしますので、ご用意ください。当日配布資料の1ページをご覧ください。要件としては4つあります。まず、1の法人形態要件ですが、譲受人である法人は有限会社であり、これは株式会社に含まれるため要件を満たしています。次に、2の事業要件です。主たる事業が農業で、売上の過半が農業関連でないと要件が満たされま

	<p>せんが、この法人の売上はニラの生産販売のみのため、すべて農業関連ということになり要件を満たしています。次に、3の議決権要件です。農業関係者が総議決権の過半を占めていないと要件を満たされませんが、譲受人である法人は、議決権を持つ株主2人全員が農業に常時従事しているため、要件を満たしています。最後に4の役員要件です。①の役員というのは有限会社では取締役になります。その取締役の過半が農業に常時従事していないと要件を満たさないこととなりますが、取締役3人の内、2人は農業に常時従事する株主であるため、要件を満たしています。また、②については、役員である取締役の内、1人は農作業に年間60日以上従事していないと要件を満たさないこととなりますが、これにつきましても取締役全員が60日以上農作業に従事しているため、要件を満たしています。このように、譲受人は4つの要件をすべて満たしている法人のため、農地所有適格法人であるということになり、農地を取得することができます。農地所有適格法人の要件についての説明は以上です。譲受人の経営面積は5,000㎡を超えていることから、下限面積要件を満たしています。取得後もこれまで同様にニラを作るということなので、周辺の農地に影響を与えることはないということです。以上1号から5号まで、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしていると思われま。審議よろしくお願いたします。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局より説明がございましたが、これについてご質問、ご意見はございませんか。 (質問・意見なし)</p>
<p>会長</p>	<p>ないようでございますので、農地法第3条第1項の規定により許可してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)</p>
<p>会長</p>	<p>はい。そのように取扱いをいたします。議案第2号、農地法第5条権利移動許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請を下記のとおり受理しましたので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付けて高知県知事に送付してよろしいか審議を願います。令和2年4月8日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。申請受理件数1件。申請受理面積、田82.60㎡、畑0、計82.60㎡。事務局説明をお願いいたします。これにつきまして受付番号1号、田岡委員が代理申請のため、議事参与の制限により退室をお願いします。</p>
<p>会長</p>	<p>(3番 田岡委員 退室) 事務局、説明をお願いします。</p>
<p>五十嵐主査</p>	<p>議案第2号を説明します。議案書は5ページの受付番号1号、別紙位置図は1ページです。申請地は南国市岡豊町笠ノ川、田、82.60㎡に使用貸借権を設定して、別紙位置図の1ページに示しています既存宅地345.09㎡とあわせ住宅を建築するものです。申請者夫</p>

婦は高知市の賃貸住宅で生活しています。今回子の誕生にあわせ建築するもので、実家に隣接する申請地を選定されました。申請地の農地区分は、いずれの要件にも該当しないその他の農地で、第2種農地に区分され立地基準を満たします。つづきまして別紙裏面の2ページに土地利用計画図を載せています。敷地内は整地のみ行い、図のとおり配置します。進入路は北側市道から1か所、住宅等は図のとおり配置します。排水につきましては、汚水は住宅の北側に設置します合併浄化槽を経由、雨水は集水桝で集め、それぞれを北側市道側溝に放流する計画で、現在は建設課と排水同意および占用許可の協議中です。周辺農地への影響につきましては問題なしと現地確認で判断しており、隣接農地の所有者からは同意を得ています。最後に他法令については、さきほど申し上げたとおり排水同意、占用許可が現在協議中となっておりますので、これらが下り次第に開発申請を出す予定と聞いています。説明は以上となります。ご審議よろしくお願ひします。

会長 事務局より説明がございました。この件についてご意見、ご質問ございませんか。  
(質問・意見なし)

会長 ないようでございますので、農地法第5条第3項の規定による意見書を付け高知県知事に送付してよろしいでしょうか。

(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 はい。そのように取扱いをいたします。

(3番 田岡委員 入室)

会長 つぎに議案第3号、南国市農用地利用集積計画について、下記のとおり申出がありましたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、この計画で差し支えないか審議を願ひします。令和2年4月8日、南国市農業委員会、会長、武市憲雄。事務局説明をお願いします。事務局の説明の前に、受付番号17号について、議事参与の制限により武市委員の退室をお願いします。

(10番 武市委員 退室)

会長 それでは、17号を先に審議します。事務局よろしくお願ひします。

藤田次長 議案第3号、経営基盤強化促進法農用地利用集積計画についてご説明いたします。はじめに、申請地の面積と経営面積については案件が多いため、割愛させていただき読み上げはいたしませんのでご了承お願ひします。そのため面積については議案書で確認をお願いします。それでは先に13ページの17号です。借人は農地所有適格法人で、4年9か月の賃借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納するというものです。農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしていると思われます。審議よろしくお願ひいたします。

会長 事務局より説明がございました。17号のご意見、ご質問ございませんか。

	(質問・意見なし)
会長	ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。 (「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)
会長	はい、そのように取扱いをいたします。 (10番 武市委員 入室)
会長	それでは、残りの案件について事務局の説明をお願いします。
藤田次長	7ページからは農地中間管理事業になりますので、当日配付資料も併せてご覧ください。受付番号1号です。資料は2ページになります。申請地は立田と田村の田で、3年の賃借権を設定するものです。賃料は、10aあたり1年目は5,000円を、2年目から10,000円を口座振込するものです 2号です。資料は3ページになります。申請地は田村の田で、3年の賃借権を設定するものです。賃料は5,800円を口座振込するものです。 3号です。資料は2ページに戻りまして一番下の欄になります。申請地は立田の田で、3年の賃借権を設定するものです。賃料は、10aあたり1年目は5,000円を、2年目からは10,000円を口座振込するものです 4号です。資料は3ページになります。申請地は田村の田で、5年の賃借権を設定するものです。賃料は総額30,000円を口座振込するものです。 5号です。資料は4ページになります。申請地は堀ノ内と立田の田で、5年の賃借権を設定するものです。賃料は、10aあたり5,000円を口座振込するものです。 6号です。資料は5ページになります。申請地は田村の田で、3年の使用賃借権を設定するものです。 7号です。資料は6ページです。申請地は田村の田で、5年の使用賃借権を設定するものです。 8号です。資料は7ページです。申請地は稲生の田で、5年の使用賃借権を設定するものです。 9号です。資料は1ページ戻りまして、6ページの一番下になります。申請地は田村の田で、5年の使用賃借権を設定するものです。 10号です。資料は8ページになります。申請地は西山の田で、15年の使用賃借権を設定するものです。 11号です。申請地は西山の田で、15年の使用賃借権を設定するものです。 12号です。申請地は西山の田で、15年の使用賃借権を設定するものです。 13号です。資料は9ページになります。申請地は立田の田で、3年の使用賃借権を更新するものです。以上が農地中間管理事業になります。

つづきまして、13ページの14号です。借人は68歳。申請地は岡豊町小蓮の田で、3年の賃借権を設定して、水稻を作るというものです。賃料は2筆で17,000円を口座振込するというものです。

15号です。借人は49歳。申請地は岡豊町蒲原の田で、3年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は12,200円を現金で支払うというものです。

16号です。借人は42歳。申請地は岡豊町八幡の田で、3年の賃借権を設定してイチゴを作るというものです。賃料は11,400円を口座振込するというものです。

次に18号と19号は借人が同じたため、まとめて説明いたします。借人は56歳。申請地は下野田と上野田の田で、5年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は、18号は10aあたり米60kg相当の金額を現金で支払い、19号は10aあたり米60kgを物納するというものです。

20号です。借人は66歳。申請地は立田と田村の田で、5年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納するというものです。

次に21号と22号は借人が同じたためまとめて説明をします。借人は農地所有適格法人です。申請地は上末松と比江の田で、6年の賃借権を設定してネギとニラを作るというものです。賃料は、10aあたり10,000円を現金で支払うというものです。

23号から26号までは借人が同じたためまとめて説明します。借人は53歳。申請地は久枝の田で、7年の賃借権を設定して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米30kgを物納するものです。

27号です。借人は55歳。申請地は岡豊町小籠の田で、15年の賃借権を設定して水稻と野菜を作るというものです。賃料は、全部で米150kgを物納するものです。

次に28号から34号までは借人が同じたため、まとめて説明します。借人は41歳。申請地は立田と金地と包末の田で、3年から5年の賃借権を設定して水稻と青ネギを作るというものです。賃料は、28号と29号は10aあたり5,000円を現金で支払い、30号から32号までと34号については、10aあたり10,000円を現金または口座振込し、33号については、10aあたり米60kgを物納するというものです。

35号です。借人は49歳。申請地は十市の田で、3年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納するものです。

36号です。借人は45歳。申請地は三島の田で、5年の賃借権を更新してシントウを作るというものです。賃料は、10aあたり150,000円を現金で支払うものです。

37号です。借人は79歳。申請地は里改田の田で、5年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、2筆で米60kgを物納するものです。

次に38号と39号は借人が同じたため、まとめて説明します。借人は71歳。申請地は

稲生の田で、5年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kgを物納するものです。

40号です。借人は62歳。申請地は西山の田で、5年の賃借権を更新して水稻を作るというものです。賃料は、10aあたり米60kg相当の金額を口座振込するものです。

41号です。借人は41歳。申請地は包末の田で、5年の使用賃借権を設定して水稻を作るというものです。

42号です。借人は64歳。申請地は、篠原地区で進められている区画整理事業地内の農地になります。申請地の所在、地番について説明いたします。事業担当課である都市整備課に確認したところ、申請地はすでに工事が完了し、使用収益を開始しているとのことでした。しかし、事業地内のすべての工事が完了するまでは、登記をしないため、それまでの所在、地番については、このような土地の表示になるということです。また、備考欄にはそれぞれの従前地の地番を記載しております。こちらは10年の使用賃借権を設定して露地野菜を作るというものです。以上、1号から42号まで従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしております。審議よろしくお願いたします。

会長 事務局より説明がございました。ご質問、ご意見ございませんか。

(質問・意見なし)

会長 ないようでございますので、承認してよろしいでしょうか。

(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 はい、そのように取扱いをいたします。つぎに議案第4号、土地改良法第3条第1項第2号の規定による申し出がありましたので、田所課長。農地整備課から来ておりますので、ご説明をお願いいたします。農地整備課から説明を行います。議事参与の制限により中村副会長の退室をお願いします。

(中村副会長 退室)

会長 それでは田所課長、説明をお願いします。

田所課長 農地整備課の田所といたします。よろしくお願いたします。本日の議案ですけれども、先月3月の定例総会でもご説明いたしましたとおり、土地改良事業、国営ほ場整備事業の参加資格について、貸付けをしている場合には参加資格が耕作者となってしまうために、申し出により農地の所有者が参加資格を有するようになるものです。今回の申出書ですけれども、南国市内15団地で実施予定ですので、団地ごとに一覧表を付けておりますけれども、左側が土地の所有者で、今回の申請をいただいている方となります。中には亡くなっておられる方がおりますので、その場合には右端に相続人代表のお名前を記載しております。そして、右半分は耕作者の情報となります。申出書の件数ですけれども、浜改田地区で23件、

里改田地区で22件、片山地区で44件、稲生地区で61件、下島地区で13件、久枝地区で2件、物部地区で3件、王子中・南地区で6件、能間地区で16件、堀ノ内地区で15件、本村地区で3件、住吉野地区で25件、北小籠地区で19件、廿枝地区で53件、国分地区で20件、合計で325件の申し出となっております。鑑の文書でですね、本村地区は2件となっておりますけど、さきほど申し上げましたとおり本村地区は3件の申し出となっております。訂正をお願いします。この申出書によって、所有者を事業に参加させることが土地改良法の目的になります農業の生産性の向上等について問題ないものと考えております。また、他県の事例を見ましても同様の申し出内容には問題がないものと承認のほうがされていますので、問題がないのかなと考えております。ご審議のほどよろしくお願ひしたいと思ひます。

会長 課長より説明がございました。これについてご質問、ご意見ございませんか。

(質問・意見なし)

会長 ないようでございますが、事務局はご意見ございますか。

弘田事務局長

では、私のほうからですね、少しだけ補足します。農業委員会がその承認をするということになっております。その基準についてでございます。この承認するための基準としてはですね、農地法第18条に規定されている賃貸借の解約等が許可される要件に適合する場合っていうのと、所有者を参加させることが土地改良法の目的に照らし妥当と認められる場合という二点になっております。最初の一つ目はどういうことかと言いますと、例えば、その借りてる方がですね、農地を荒廃させるとかですね、そういったことで契約に対して信義に反した行為をするというところで、その農地の所有者が耕作者には任せられない、私が参加するというふうな場合になります。今回の申し出のほうは3月30日付けで私共のほうにいただいておりますので、事前に申出書の内容を見ましたら、そういった方というのはおられません。で、二つ目の土地改良法の目的に照らし妥当と認められるかどうかっていうところは、さきほど農地整備課が申し上げましたように、農地整備課のほうで妥当であるということ判断しておるようですので、以上の二点からですね、農業委員会のほうでこの申し出についての承認については問題ないものではないかなと考えております。以上です。

会長 ほかにご意見ございませんか。

(質問・意見なし)

会長 ないようでございますので、議案第4号の土地改良法第3条第1項第2号の規定による申し出の件につきましては、農業委員会といたしまして承認してよろしいでしょうか。

(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

会長 はい、そのように取り扱いをいたします。どうもありがとうございました

田所課長	<p>ありがとうございました。</p> <p>(中村副会長 入室)</p>
会長	<p>議案は以上で終了いたします。議案外の報告は載せておりますので、お目通しを願いたいと思います。なお、来月5月8日が定例総会になっておりますので、よろしくお願い致します。</p> <p style="text-align: right;">(午後2時35分閉会)</p>

以上のとおり会議の次第を記載し、相違のないことを証するためこれに署名する

R3 年 2 月 8 日

会 長 武市 義雄

議事録署名委員 森 田 修 三

議事録署名委員 鈴木 郁馬

